

## 鳥取県産業振興条例調査特別委員会今後の進め方

日にち	事 項	内 容
10月11日	特別委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者聞き取り</li> <li>・執行部との意見交換会</li> </ul>
10月中旬 ～下旬	各団体意見照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自民党が照会済みの団体以外で委員が希望する団体に対する意見照会</li> </ul>
11月上旬	特別委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見照会等を踏まえ条例案の修正の検討（パブリックコメント用素案の作成）</li> </ul>
11月中旬 ～12月上旬	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施 （議会ホームページ、各種団体、市町村に対する意見照会 等）</li> </ul>
12月上旬	特別委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント結果の検討</li> <li>・執行部との意見交換</li> </ul>
12月15日	特別委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修正条例案の検討</li> </ul>
12月16日	本会議（11月定例 県議会最終日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修正条例案の議決</li> </ul>

## 鳥取県産業振興条例検討案に対するご意見とその対応について

## 1 ホームページでのパブコメ意見とその対応

番号	意見提出者	意見の概要	意見への対応
1	個人	現在、県では「鳥取県建設工事等入札制度基本方針」に基づき、「県内向け建設工事」は、「県内業者に優先的に発注するものとする」こととしているが、建設業に関わる「県内事業者等」の定義は、この趣旨を逸脱したものになるので、方針との整合を図るべきである。	「事業者」の定義を見直した上で、県の予算執行上の配慮規定については、県内事業者とそれ以外の事業者との取扱いを再整理し、県内事業者に対しては予算執行上の配慮を行うことを規定した上で、それ以外の事業者に対しては県内事業者に準じた取扱いができませんこととしました。
2	個人	上記と同趣旨	
3	個人	零細企業には育児休業等の恩恵がなく劣悪な働き方を強いられている例が多いので、職場環境を整備する企業の育成に関する基本方針中「従業員」という枠でなく「雇用労働者」等も明示して欲しい。	雇用労働者も「従業員」に包含されるものと思慮しますが、「企業」という表現では不明瞭ですので「事業者」と規定を改めました。

## 2 文書照会に対する意見とその対応

番号	意見提出者	意見の概要	意見への対応
4	市町村	産業全般を対象としているのか、第2次産業を主としているものなのか若干不明瞭である。	(意見としてうかがいました。)
		責務・役割の規定において、県の施策への協力や市町村への助言が述べられているが、あくまで市町村等は県と連携・協力して産業振興に取り組む位置付けが望ましいのではないかと。	基本理念に市町村等との協力に関する規定を盛り込むこととしました。
		市町村の責務を明確にし、県は市町村を支援しながら共同で産業振興と雇用創造に取り組むこととされたい。	基本理念に市町村等との協力に関する規定を盛り込むこととしましたので、市町村におかれては、この条例が制定されることを踏まえてそれぞれで判断いただくこととなります。

5	市町村	第2条第1項の県内事業者等の定義がわかりにくい。	「事業者」の定義を見直しました。
		第8条第6号の前段（地産地消）と後段（技術等の活用）の促進をまとめてはどうか。	内容がわかりにくくなるため、現状のとおり書き分けをしているものですので、現行規定のままとします。
		第9条第2項の「県内に本店又は主たる事務所を有する事業者」は、「県内事業者」として定義を置いてはどうか。	「事業者」の定義を見直しました。
		市町村の責務が規定されていないのは助かる。	市町村におかれては、この条例が制定されることを踏まえてそれぞれで判断いただくことと思慮します。
6	市町村議会	県の責務中市町村に対する支援は「産業の振興に関する施策を実施する市町村」に限定せず、全市町村を対象として欲しい。	この条例が対象とする産業は、農業等を含めた全産業であり、市町村は何らかの産業振興施策は実施していることから、実質的に全市町村が対象となると思慮します。
7	市町村	前文中「地方主権時代」との表現があるが、今使用されている「地域主権」との整合はどうか。	前文の規定を改め、指摘のあった用語は削除しております。
		県の予算執行上の配慮状況の公表に関する基準は規則に委ね、条例では単に「公表する」としてはどうか。	公表基準については執行部の判断に委ねず、議会の議決により定めるべきものとして、条例の規定の中で定めたものです。
		産業振興条例と同時に農林水産業振興条例の制定を検討してはどうか。	農林水産業も産業ですのでこの条例の対象です。
8	団体	県の責務規定でもう一步踏み込んで具体的な施策を記載すべきである。	具体的な施策は、この条例に基づき執行部で策定されるべきものと考えており、条例では県の産業振興の基本方針について規定を置いております。

自由民主党パブコメ時の案と提案された条例案との対比  
(パブコメ後に修正していない規定は略しています。)

現在の条例案	パブコメ時の条例案	備考
<p>本県の産業は、近年の社会経済活動における国際化の進展や国内外における競争の激化と流通構造の変化の中で、事業者の経営環境が圧迫され産業の空洞化が危惧されるなど、大変厳しい環境にさらされている。</p> <p>このような中、本県の経済の発展及び雇用の確保を期するためには、関西経済圏との融合及び環日本海時代の幕開けをにらみつつ、本県の伝統と文化の中で育った優れた地域の人材、豊かな自然にはぐくまれた資源、蓄積された高い技術力等を生かしながら、事業者がその能力を最大限に発揮して主体的かつ創造的な事業活動を行うことにより、強い競争力を有する安定した事業者へと成長発展していくことが不可欠である。</p> <p>そのためには、県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び県民は、地域経済の持続的発展においてますます増大する事業者の役割を認識し、事業者が事業活動を円滑に行えるよう緊密に連携協力しながら、これを支援することが重要である。</p> <p>ここに、私達は、一丸となって、すべての事業者が伸び伸びと事業活動を行うことができる環境整備を推進し、本県の産業を振興することにより、経済活力に満ちあふれ、県民が心豊かで安心して生活できる鳥取県の構築を目指し、この条例を制定する。</p>	<p>日本の企業は、日米貿易摩擦、プラザ合意以降、急激な円高に見舞われ、国外生産拠点の整備を促進するとともに、グローバル時代への対応に迫られ、し烈な競争、企業合併や企業買収等の恐怖にさらされている。</p> <p>その結果、産業空洞化の進展と過酷なコスト削減圧力は益々高まり、企業は、流通革命も相まって、大変厳しい経済環境の中で戦わざるをえず、経済と雇用の低迷が続いている。</p> <p>このような中、本県の経済の発展及び雇用の安定を期するためには、本県の伝統と文化や有能な人材、豊かな自然にはぐくまれた安全・安心な農林水産物、今日まで蓄積された技術力等を生かしながら、関西経済圏との融合及び環日本海時代の幕開けをにらみつつ、各主体の連携の下で県内事業者それぞれがその能力を最大限に発揮して主体的かつ創造的な事業活動を行うことにより、強い競争力を有する安定した事業者へと成長発展していくことが不可欠である。</p> <p>そのためには、県、市町村、大学等、金融機関及び県民は、地方主権時代において、ますます増大する県内事業者等の位置づけを認識し、県内事業者等が、事業活動を円滑に行えるよう協力しながら支援することが重要である。</p> <p>ここに、私達は、本県の産業を振興することにより、経済活力に満ち満ちとした県民が心豊かで安心して生活できる鳥取県の構築を目指し、一丸となって、すべての県内事業者等が伸び伸びと事業活動できる環境整備を推進するため、この条例を制定する。</p>	<p>パブコメ意見も考慮しつつ、前文については全面的に見直しました。</p>

(目的)

第1条 この条例は、事業者が本県経済の発展において果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関し、基本理念を定め、県、事業者及び支援団体の責務、大学等の役割等を明らかにするとともに、産業の振興に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、足腰の強い産業を育成し、もって県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「事業者」とは、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設（以下「県内事務所等」という。）を有して事業活動を行なう者をいう。

2 この条例において「支援団体」とは、県内に主たる事務所を有する商工会議所、商工会連合会、農業協同組合その他特別の法律により設立された組合その他の事業者の事業活動を支援する団体をいう。

3 略

4 この条例において「物品等」とは、動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、次に掲げるところを基本として行われなければならない。

- (1) 事業者の自主的な事業活動が助長されること。
- (2) 県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資すること。
- (3) 県、市町村、支援団体、

(目的)

第1条 この条例は、産業の振興に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び支援団体の責務、大学等の役割等を明らかにするとともに、産業の振興に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、足腰の強い産業を育成し、もって県民の雇用の確保及び所得の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「県内事業者等」とは、県内に本店又は主たる事務所を有する事業者及び当該事業者以外の事業者であって、県内に営業所又は事務所を有し、経済の振興、雇用の確保等の面で当該営業所又は事務所の存する地域に貢献していると認められるものをいう。

2 この条例において「支援団体」とは、県内に主たる事務所を有する商工会議所、商工会、商工会連合会その他特別の法律により設立された組合その他の事業者の事業活動を支援する団体をいう。

3 略

(基本理念)

第3条 産業の振興は、事業者の自主的な事業活動が助長されることを基本として実施されなければならない。

規定を一部見直しました。

パブコメ意見に基づき事業者の定義を見直しました。

例示の見直しをしました。

第9条の規定を簡素化するために定義規定を追加しました。

基本理念を号立てにし、第3号及び第4号を追加しました。なお、第3号は、パブコメに基づ

大学等、金融機関及び県民の協力により推進されること。

(4) 県内の優れた人材、豊かな自然にはぐくまれた資源、蓄積された高い技術力等地域の特性を生かして推進されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、第8条に規定する基本方針を踏まえ、産業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 略

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

(1) 略

(2) 従業員が子育て等をしやすい職場環境の整備に取り組む事業者の育成を図ること。

(3) 事業者の経営の革新を促進するための技術研究の推進及び事業の効率化を図ること。

(4) 事業者に対する資金の供給の円滑化を図ること。

(5) 事業者の受注機会の増大を図ること。

(6) 地産地消（県内において生産された農林水産物、加工物等を県内で消費することをいう。）の促進を図ること。

(7) 事業者又は大学等が保有

2 産業の振興は、県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び所得の向上に資することを基本として実施されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、産業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 略

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

(1) 略

(2) 従業員が子育て等をしやすい職場環境の整備に取り組む企業の育成を図ること。

(3) 県内事業者等の経営の革新を促進するための技術研究の推進及び事業の効率化を図ること。

(4) 県内事業者等に対する資金の供給の円滑化を図ること。

(5) 県内事業者等の受注機会の増大を図ること。

(6) 地産地消（県内において生産された農林水産物、その加工物等を県内で消費することをいう。）並びに事業者、大学等が保有する技術又は研究成果及び県内の人材の活用の促進を図ること。

き追加しました。

規定を一部見直しました。

パブコメ意見に基づき「企業」を「事業者」に修正しました。

パブコメ意見に基づき事業者の定義を見直しました。

旧第6号を2つの号に書き分けるとともに、規定の内容を一部見直しました。

する技術又は研究成果及び県内の人材の活用の促進を図ること。

(8) 事業者の新たな市場の開拓に向けた取組の促進を図ること。

(9) 事業者の商品等におけるブランド（他の商品等との差別化を行うことにより、市場における競争力が高められる付加価値をいう。）の創出を図ること。

(10) 事業者の創業及び新たな事業の創出を図ること。

(11) 略

(12) 企業の立地用地の確保等のための環境整備を図りつつ、企業立地を促進するとともに、事業者の有機的な連携を強化し、産業の集積を図ること。

2 県は、前項の基本方針に基づき事業者に対する施策を実施する場合には、当該事業者が県内に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「県内事業者」という。）であるかどうか及び当該事業者（県内事業者を除く。）が県内事務所等を有して事業活動を行なうことにより、当該県内事務所等の存する地域の経済の振興又は雇用の確保に当たって貢献をしているかどうかを考慮するものとする。

（県の予算執行上の配慮）

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、工事及び委託業務の設計及び発注並びに物品等の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安定及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいことにかんがみ、過度な財政負担とならない範囲内において、県内事業者又はそれらが参加する事業体が入札に参加しやすい環境を整備し、及び県内の人材、物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するものとする。

(7) 新たな市場の開拓に取り組む県内事業者等の支援を図ること。

(8) 県内事業者等の商品等におけるブランド（他の商品等との差別化を行うことにより、市場における競争力が高められる付加価値をいう。）の創出を支援すること。

(9) 県内事業者等の創業及び新たな事業の創出を図ること。

(10) 略

(11) 企業立地を促進するとともに、事業者の有機的な連携を強化し、産業の集積を図ること。

パブコメ意見に基づき事業者の定義を見直しました。

規定を一部見直しました。

パブコメ意見に基づき事業者の定義を見直したことに伴い、県内事業者等に関する考慮規定を追加しました。

（県の予算執行上の配慮）

第9条 県は、工事及び委託業務の設計及び発注並びに物品等の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安定及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいことにかんがみ、過度な財政負担とならない範囲内において、県内事業者等又はそれらが参加する事業体が入札に参加しやすい環境を整備し、及び県内の人材、物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するものとする。

パブコメ意見に基づき事業者の定義を見直したことに伴い、県内事業者と県内事業者以外の事業者に関する配慮規定を追加しました。（新第2項）

<p>2 <u>知事等は、前条第2項に規定する貢献を特にしていると認める県内事業者以外の事業者又はそれらが参加する事業体について、前項の規定に準じた配慮をすることができるものとする。</u></p> <p>3 <u>知事等は、毎年度、工事（一請負契約につき請負金額が1,000万円以上のものに限る。）、委託業務（一契約につき契約金額が500万円以上のものに限る。）及び物品等の調達（一契約につき契約金額が500万円以上のものに限る。）における事業者の受注の状況を公表するものとする。</u></p>	<p>2 <u>県は、毎年度、工事（請負金額が1,000万円以上のものに限る。）及び委託業務（契約金額が500万円以上のものに限る。）における県内に本店又は主たる事務所を有する事業者及びそれらが参加する事業体の受注の状況並びに物品（契約金額が500万円以上のものに限る。）の調達における県内に本店又は主たる事務所を有する事業者の受注の状況を公表するものとする。</u></p>	<p>規定を一部見直しました。</p>
---	--	---------------------